

## 第 11 次大磯町交通安全計画の概要

### 1. 計画改定の趣旨

「第 11 次大磯町交通安全計画」は、これまでの「第 10 次大磯町交通安全計画」を基本にし、法改正の動きや大磯町の道路交通環境、交通事故の特徴のほか、神奈川県が定めた「第 11 次神奈川県交通安全計画」を踏まえ、町の交通安全対策の施策の基本として改定するものです。この計画に基づき適切かつ効果的な交通安全施策を推進します。

### 2. 計画の位置づけ

交通安全対策基本法第 26 条の規定に基づき、町、関係機関等が実施する施策の大綱を定めたものです。

### 3. 計画期間

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間を期間とします。

### 4. 計画の概要

#### (1) 計画の基本方針【継続】

高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者を思いやり、「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通社会を構成する「人間」と、道路等の「交通環境」という二つの要素について、相互に関連を考慮し、効果的な施策を町民の理解と協力を得て推進します。

「人間」に係る 安全対策	車両の安全な運転を確保するため、年齢に応じた交通安全教育や交通安全普及啓発活動などにより、運転する人間の知識・技能の向上、交通安全の意識の徹底とマナーの向上を図る。
「交通環境」に係る 安全対策	高齢者及び子どもの安全確保、歩行者及び自転車の安全確保、生活道路及び幹線道路における安全確保を重点に、道路の整備やカーブミラー等の交通安全施設の整備等を推進する。

#### (2) 大磯町の交通事故の特徴【対象年の変更】

年	H28	H29	H30	R1	R2
件数(件)	83	71	75	52	47
死者(人)	0	0	1	0	0
負傷者数(人)	97	91	91	58	53
重症(人)	4	4	6	2	3
軽症(人)	93	87	85	56	50

- ・交通事故発生件数は減少傾向ですが、交通死亡事故が発生しています。
- ・車両対車両の安全運転義務違反による人身事故が多く発生しています。
- ・高い順に、高齢者事故、二輪車事故、歩行者事故、自転車事故の件数が高い割合を占めています。

#### (3) 交通安全計画における目標【継続】

交通事故の発生を抑制し、死傷者数の減少を図るとともに交通事故死亡者数ゼロを目指す。

#### 4) 道路交通の安全についての対策【継続】

従来からの交通安全施策を基本としつつ、経済社会情勢や交通情勢の変化等に対応し、より効果的な対策への改善と有効な施策を推進するため、次の6つの柱を交通安全の施策とし、4つの視点を重視します。

##### ◆交通安全の施策の柱

- ①道路環境の整備      ②交通安全思想の普及徹底      ③安全運転の確保  
 ④道路交通秩序の維持      ⑤救助・救急活動の充実      ⑥被害者支援の充実と推進

##### ◆重視すべき視点

- ①高齢者及び子どもの安全確保      ②歩行者及び自転車利用者の安全確保  
 ③二輪車の安全確保      ④生活道路における安全確保

#### (5) 交通安全の施策の主な変更点

項目	内容	担当課等
追加	・定期的な合同点検の実施や対策の効果検証などの基本的な進め方や手順などを盛り込んだ「通学路交通安全プログラム」に基づき、定期的な合同点検を実施し、必要な対策を推進する。	学校教育課
追加	・交通状況に応じて、歩行者・自転車・自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故等への対策を講じる。 ・歩行空間のバリアフリー化のほか、通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。	建設課・ 都市計画課
追加	・交通安全上問題と思われるバス停留所及びその周辺について、関係機関・団体と連携し、安全性確保対策を推進する。 ・動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的利用など、対面によらない交通安全教育や広報啓発活動を実施する。 ・自転車の損害賠償保険等への加入を推進する。	町民課・ 大磯警察署
拡充	・安全運転管理者、酒類販売業者、酒類提供飲食店等と連携して、地域、職域等における飲酒運転事故根絶の取り組みを推進する。	町民課
拡充	・高齢運転者による事故を防止するため、高齢運転者標識（高齢者マーク）の普及活動や運転免許自主返納制度の周知活動のほか、安全運転サポート車の推奨等に努める。	町民課